

## 認定新規就農者制度の概要

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、これらの認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

※これまで、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき都道府県が認定する制度でしたが、平成26年度から、「農業経営基盤強化促進法」に基づく制度となりました。

### 1 制度の概要

#### (1) 対象者

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

ア 青年（18歳以上45歳未満）

イ 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者。

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者。

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。

ウ ア又はイに掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含みます。

※認定農業者は含みません。

#### (2) 認定基準

ア 青年等就農計画が市の基本構想に照らして適切なものであること。

▷就農計画最終年の年間農業所得（収入－支出）が250万円程度であること。

▷年間総労働時間150日（1,200時間）程度の水準を達成する見込みがあること。

イ アの計画が達成される見込みが確実であること。

▷1年間程度の研修経験があり、青年等就農計画達成に係る農業技術を習得していること。

▷経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれること。

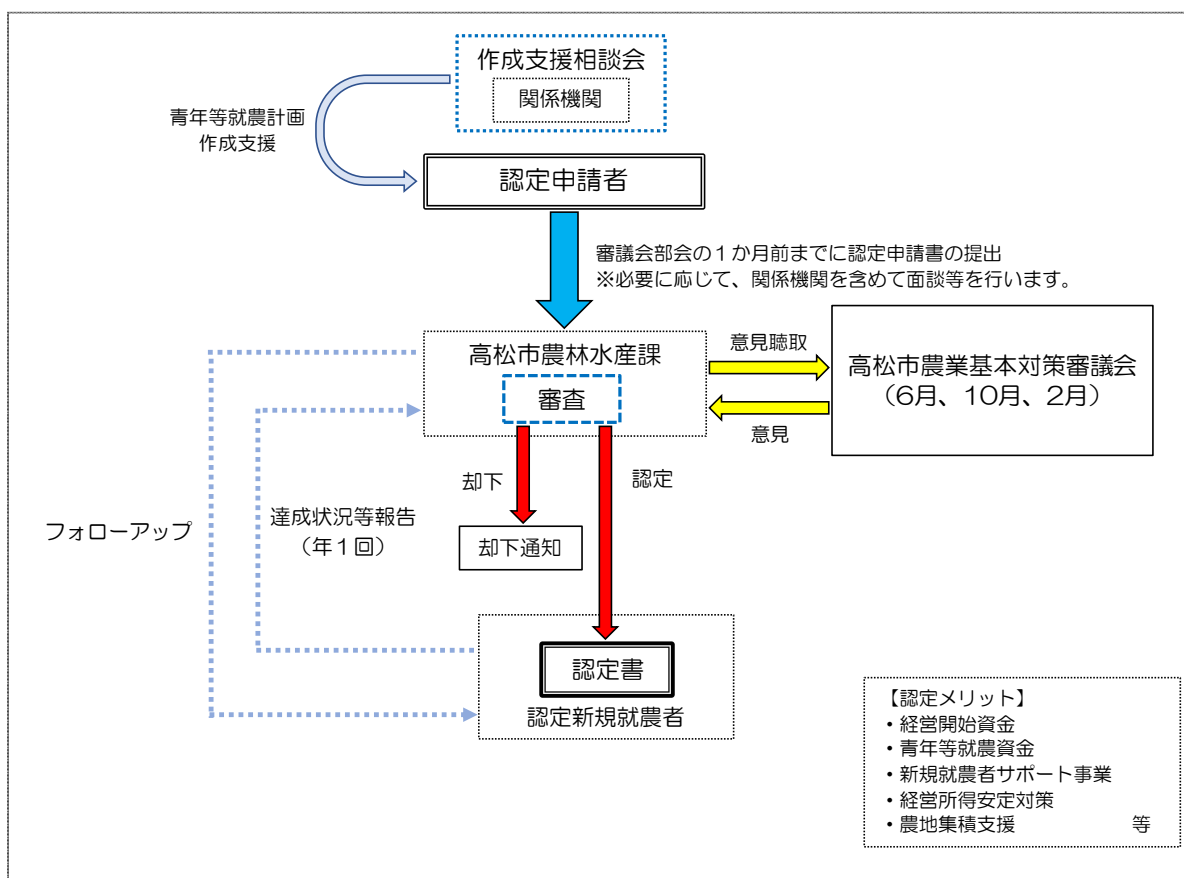
▷農地の所有権又は利用権を有する見込みがあること。

▷主要な農業機械及び施設を所有又は借りる見込みがあること。

ウ (1) のイに掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農

計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

## 2 青年等就農計画における認定手続きのフロー図



## 3 認定新規就農者であることを要件とする主な施策

### (1) 経営開始資金

農業経営開始後（3年以内）の経営確立を支援する資金（年間150万円）を交付します。

### (2) 新規就農者に対する無利子制度資金（青年等就農資金）

農業経営開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子貸付の制度資金があります。

※貸付に当たっては、金融機関による審査があります。

### (3) 香川県等の各種支援策

新規就農者サポート事業（新規就農者の経営発展支援事業）を始めとする目的に応じた支援策があります。

### (4) 経営所得安定対策

畑作物（麦、大豆等）の直接支払交付金、産地交付金の交付対象となります。

### (5) 農地集積支援

（公財）香川県農地機構を通じた利用権の設定等に関し、認定新規就農者に対して、優先的な農地の集積が行われるほか、新たに農地を集積する場合に農地集積補助金交付事業の対象となります。